

令和7年度予算概算要求の概要

治山課関係予算の概要  
(治山課)

令和6年8月

林野庁

## 目次

### <公共事業関係予算>

#### ○治山事業

- ・ 令和7年度民有林治山事業概算要求 事業別総括表 …… 1
- ・ 治山事業 <公共> …… 3
- ・ 治山事業 <公共> 令和7年度要求のポイント …… 4
- ・ 治山事業拡充事項等 …… 5
- ・ 奥能登地区（石川県）における民有林直轄治山事業の新規着手について ……10
- ・ （参考）農山漁村地域整備交付金 <公共> ……11
- ・ 治山事業 <公共> 東日本大震災復興特別会計 ……12

#### ○災害復旧等事業（山林施設）

- ・ 令和7年度民有林治山災害復旧等事業 概算要求の概要 ……14
- ・ 災害復旧等事業（山林施設）<公共> ……15
- ・ 治山施設災害復旧事業費（補助・直轄）（拡充） ……16

### <非公共事業関係予算>

- ・ 保安林等整備管理費（継続） ……18
- ・ 山村地域の防災・減災対策（継続） ……19

**<公共事業関係予算>**  
**(治山事業)**

令和7年度 民有林治山事業 概算要求 事業別総括表【一般会計】

(単位:千円、%)

事 項	令和6年度 当初予算額		令和7年度 概算要求額			
	事業費	国 費	事業費	国 費	対前年度比	
					事業費	国費
治山事業費	64,173,487	40,117,717	76,955,021	48,056,772	119.9	119.8
治山事業費(民有林直轄)	11,503,719	11,503,719	13,933,179	13,933,179	121.1	121.1
治山事業費	8,808,999	8,808,999	10,893,179	10,893,179	123.7	123.7
地すべり防止事業費	2,694,720	2,694,720	3,040,000	3,040,000	112.8	112.8
営繕宿舍費(民有林直轄分)	31,730	31,730	16,325	16,325	51.4	51.4
治山事業調査費	183,580	183,580	198,580	198,580	108.2	108.2
治山事業費補助	52,454,458	26,373,688	62,806,937	31,656,688	119.7	120.0
治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助	1,081,819	595,000	2,683,637	1,476,000	248.1	248.1
山地治山総合対策事業費補助	51,372,639	25,778,688	60,123,300	30,180,688	117.0	117.1
復旧治山	27,378,850	13,832,688	31,736,887	16,081,688	115.9	116.3
山地災害重点地域総合対策	1,712,001	863,000	1,989,092	1,003,000	116.2	116.2
緊急総合治山	1,754,183	884,000	2,182,001	1,100,000	124.4	124.4
緊急予防治山	6,126,420	3,154,000	7,826,546	4,010,000	127.8	127.1
緊急機能強化・老朽化対策	1,452,910	754,000	1,776,001	905,000	122.2	120.0
地すべり防止	3,566,000	1,783,000	4,233,000	2,127,000	118.7	119.3
緊急総合地すべり防止	420,000	210,000	522,000	261,000	124.3	124.3
防災林造成	2,093,001	1,110,000	2,575,500	1,332,000	123.1	120.0
保安林整備	3,260,001	1,375,000	3,667,000	1,548,000	112.5	112.6
流域保全総合治山	3,609,273	1,813,000	3,615,273	1,813,000	100.2	100.0
後進地域特例法適用団体補助率差額	-	2,025,000	-	2,252,000	-	111.2
治山事業工事諸費(民有林直轄分)	1,314,551	1,314,551	1,342,496	1,342,496	102.1	102.1
治山事業工事諸費(調査分)	9,732	9,732	9,732	9,732	100.0	100.0
合 計	65,497,770	41,442,000	78,307,249	49,409,000	119.6	119.2
民有林直轄治山事業 合計	12,850,000	12,850,000	15,292,000	15,292,000	119.0	119.0
民有林補助治山事業 合計	52,647,770	28,592,000	63,015,249	34,117,000	119.7	119.3

令和7年度 民有林治山事業 概算要求 事業別総括表【東日本大震災復興特別会計（復旧対策）】

(単位:千円、%)

事 項	令和6年度 当初予算額		令和7年度 概算要求額			
	事業費	国 費	事業費	国 費	対前年度比	
					事業費	国費
治山事業費	-	-	1,120,000	560,000	皆増	皆増
治山事業費(民有林直轄)	-	-	-	-	-	-
営繕宿舍費(民有林直轄分)	-	-	-	-	-	-
治山事業調査費	-	-	-	-	-	-
治山事業費補助	-	-	1,120,000	560,000	皆増	皆増
治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助	-	-	-	-	-	-
山地治山総合対策事業費補助	-	-	1,120,000	560,000	皆増	皆増
防災林造成	-	-	1,120,000	560,000	皆増	皆増
後進地域特例法適用団体補助率差額	-	-	-	-	-	-
治山事業工事諸費(民有林直轄分)	-	-	-	-	-	-
治山事業工事諸費(調査分)	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	1,120,000	560,000	皆増	皆増
民有林直轄治山事業 合計	-	-	-	-	-	-
民有林補助治山事業 合計	-	-	1,120,000	560,000	皆増	皆増

### <事業の概要>

森林の維持・造成を通じて森林の機能を発揮・向上させ、山地災害等から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、山の斜面を安定させる山腹工や溪流の勾配を緩やかにする溪間工（治山ダム）などの土木的な工法等を用いながら森林を保全します。

### <事業目標（森林整備保全事業計画（令和6年5月閣議決定））>

- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約58.1千集落 [令和5年度] →約60.5千集落 [令和10年度]）
- 防災機能の発揮の観点から森林の保全等を行った海岸防災林や防風林などの延長（約9,000km [令和10年度]）

### <事業の内容>

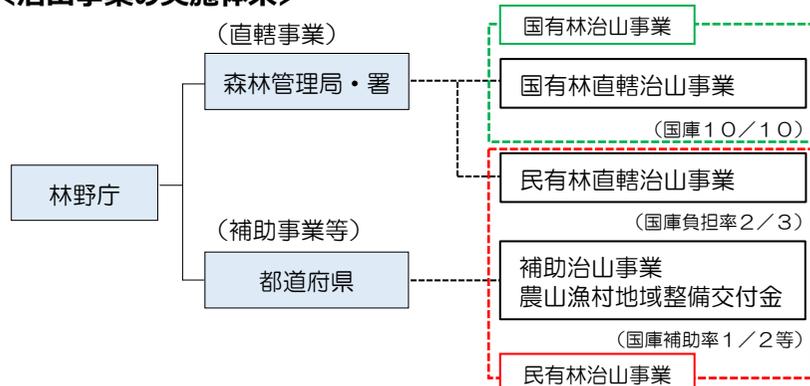
#### <森林保全の全体像>

水源の涵養、山地災害の防止等のために必要な森林を「**保安林**」に指定し、伐採規制や植栽義務等を課すとともに、保安林の機能の発揮・向上に向け、「**治山事業**」により治山施設の設置等を行い、森林の保全・整備を推進し、地域の安全・安心を確保します。

#### <治山事業の主な事業内容>

- **復旧治山**  
…崩壊地や荒廃溪流等の復旧整備
- **予防治山**  
…山地災害が発生するおそれのある荒廃危険山地での崩壊等の予防
- **地すべり防止**  
…地すべり防止区域内で行う地すべり防止対策
- **防災林造成**  
…強風、高潮・津波、なだれ等による被害の防備のための防災林の造成
- **保安林整備**  
…機能が低下した保安林の改良整備

#### <治山事業の実施体系>



### <事業イメージ>



山腹工

溪間工



海岸防災林造成

なだれ防止施設

機能強化・老朽化対策  
(高上げ・流木止施設の付加)



なだれ防止施設



保安林整備 (筋工・本数調整伐)



地すべり防止工 (集水井・排水トンネル)



【お問い合わせ先】 林野庁治山課 (03-6744-2308)

# 治山事業〈公共〉令和7年度要求のポイント

【令和7年度予算概算要求額 74,073 (62,351) 百万円】

## 〈対策のポイント〉

豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、令和6年能登半島地震からの早期復旧に加え、地震の教訓を踏まえた津波避難路を保全する治山対策の強化等を図るとともに、豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施など、国土強靱化に向けた取組を推進します。

## 〈事業目標〉

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約58.1千集落〔令和5年度〕→約60.5千集落〔令和10年度〕）

## 〈事業の内容〉

### 1. 令和6年能登半島地震で発生した山地災害からの早期復旧

災害復旧事業に引き続き、大規模な崩壊地を面的に復旧するため、**民有林直轄治山事業に新規着手**します。

### 2. 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進

- ① 多数の治山・地すべり防止施設の調査・点検が必要になったことを踏まえ、**激甚災害に見舞われた地域において緊急的に実施する施設点検等を新たに支援**します。
- ② 既存の治山施設の被災を伴う山地災害が多発したことを踏まえ、**施設の復旧と崩壊地の復旧を一体的に進めるための支援メニューを追加**します。
- ③ 山地災害により津波避難路が被災したことを踏まえ、**津波避難路を保全するための予防治山対策を強化**します。
- ④ 海岸防災林の津波被害軽減機能を十分に発揮させるため、**津波対策として海岸防災林を面的に造成する地域を対象に、密度管理に係る支援を強化**します。

### 3. 豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施

豪雨の激化を踏まえ、**山地災害危険地区で発生した山火事跡地における防災林の造成と併せた治山施設の設置に係る支援を強化**します。

※ このほか、**土石流に対応した治山ダム等に異常堆積した土石や流木の緊急除去**を、治山施設災害復旧事業の対象に追加します。

## 〈事業の流れ〉



※ 国有林、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等においては、直轄で実施

## 〈事業イメージ〉

### ○能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進



能登半島地震で発生した多数の山腹崩壊



津波避難路となっている山地の被災



激甚災害後の治山施設の点検支援



海岸防災林の密度管理に係る支援強化

### ○豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施



森林の機能が低下した山火事跡地



治山ダムに異常堆積した土石・流木の除去

【お問い合わせ先】 林野庁治山課 (03-6744-2308)

# 能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進①

## 【拡充①】 二次災害防止のための既存施設等に係る緊急点検の支援

【補助】

～施設整備の有無にかかわらず施設の点検診断を補助対象化～

〈緊急機能強化・老朽化対策事業の拡充〉

### 現状・課題

- 地震や豪雨等により激甚な災害に見舞われた地域では、その影響により地盤が不安定化するなど、余震や次期降雨等による災害リスクが高まっている状態にあることから、発災後に**林地や既存施設の被災状況を速やかに把握し、二次災害防止対策や警戒避難体制の構築を早期に図ることが重要。**
- **令和6年能登半島地震**では、多数の山地災害や治山・地すべり防止施設の被災が広範囲で発生したため、**点検箇所が膨大**となり、**被害の全容把握に時間を要した**ところ。加えて、こうした点検に当たっては、**一定の技術力を用いた対応が必要。**
- 今後の**大規模災害の発生時**には、**施設点検等が速やかに実施できるよう対策の強化が必要。**

### ■能登半島地震における緊急点検地区位置図



令和6年能登半島地震では、被災自治体だけでは対応が難しく、林野庁からの「山地災害緊急支援チーム」や都道府県からの職員派遣も受けながら点検を実施（対象箇所：約300地区（約1,500箇所））

### ■施設の被災状況



▲治山ダムの変形・漏水



▲法枠工の破損

### 拡充内容

○対象事業：緊急機能強化・老朽化対策事業

#### 【現行】

施設整備を実施しない場合の点検診断については補助対象外

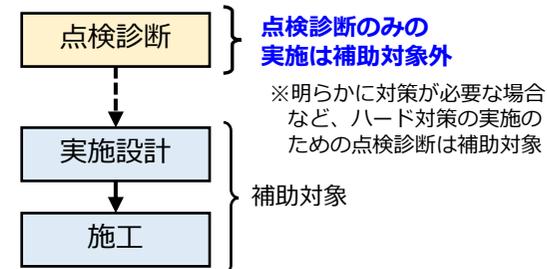


#### 【拡充】

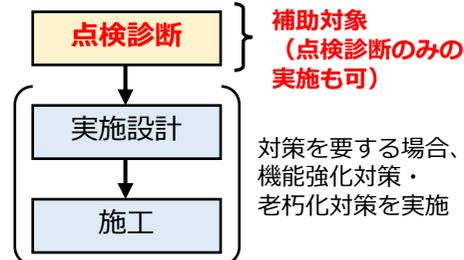
**激甚災害に見舞われた地域（※）における点検診断については、施設整備の有無にかかわらず補助対象化**

※激甚災害に指定される見込みの災害を含む。

#### 【現行（通常）】



#### 【拡充後（激甚災害指定地域）】



▲緊急点検により、法枠工に拡大崩壊の危険性があり、応急対策（大型土のうの設置）を実施

#### ▼予算科目等

- ・実施主体：都道府県
- ・補助率：1/2等
- ・科目  
（目）治山事業費補助（目細）山地治山総合対策事業費補助（事業名）緊急機能強化・老朽化対策事業

# 能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進②

## 【拡充②】 施設の復旧と一体的な治山対策の実施による復旧の加速化・効率化

【補助】

～緊急総合事業を治山施設災害復旧事業の後続事業として実施可能に～

（緊急総合（治山・地すべり防止）事業の拡充）

### 現状・課題

- 令和6年能登半島地震では、多数の山地災害、治山・地すべり防止施設の被災が広範囲で発生。地震特有の尾根部からの山腹崩壊が面的に発生し、流出した土砂により治山施設が埋没するなどの被害も発生。
- 効率的かつ早期に被災地域の安全の確保や復旧を図るためには、被災した治山施設の復旧に加え、周辺の崩壊地の復旧を一体的に進めることが必要。

### ■能登半島地震における山地の被災状況



▲尾根部からの山腹崩壊が面的に発生

### ■崩壊土砂による施設の被災



▲大量の崩壊土砂により治山施設が埋没

### 拡充内容

#### ○対象事業：緊急総合（治山・地すべり防止）事業

#### 【現行】

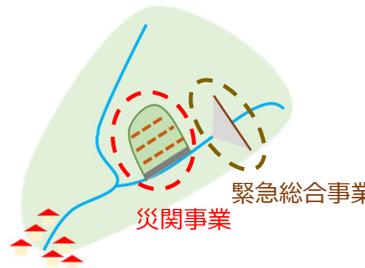
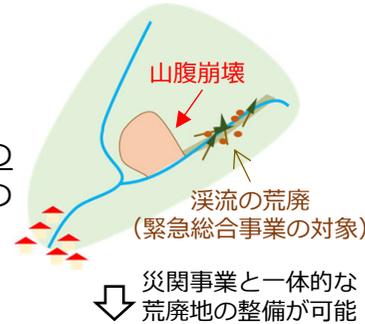
災害関連緊急治山事業（災関事業）の着手地区及びその周辺地区において、一定の計画に基づき行う荒廃山地の復旧整備及び荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る事業

#### 【拡充】

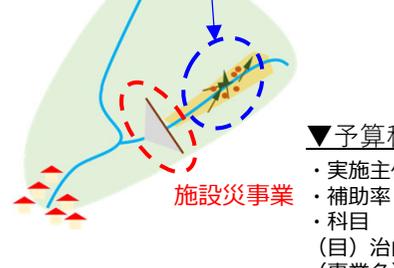
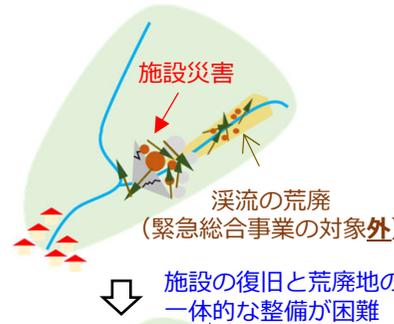
**治山施設災害復旧事業（施設災事業）の着手地区及びその周辺地区についても、本事業の対象に追加**

#### ○事業イメージ

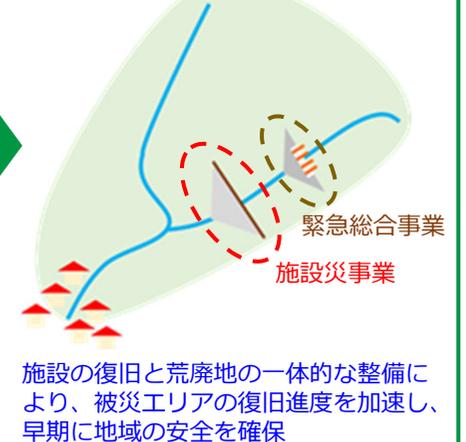
#### 【現行（災関事業の場合）】



#### ○現行（施設災事業の場合）



#### ○拡充



#### ▼予算科目等

- ・実施主体：都道府県
- ・補助率：1/2等
- ・科目  
（目）治山事業費補助（目細）山地治山総合対策事業費補助  
（事業名）緊急総合治山事業、緊急総合地すべり防止事業

# 能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進③

## 【拡充③】津波避難路を保全する予防治山対策の推進

【補助】

～津波避難路を保全する場合、山地災害危険地区の発生危険度評価にかかわらず補助対象化～

〈緊急予防治山事業の拡充〉

### 現状・課題

- 南海トラフ巨大地震等による巨大津波の発生が懸念される中、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」等の各種計画において、津波対策の推進が位置付けられており、津波避難路の整備や津波避難路の確保のための予防対策を計画的に実施する必要。
- 令和6年能登半島地震では、崩壊土砂による津波避難路の被災や津波避難路のある山地そのものが崩壊するなど、津波避難路が被災した事例を確認。一方、これまでの予防治山対策の取組により津波避難路が被災せず、住民の避難に活用された事例も確認。
- 沿岸部の山地が津波避難路として位置づけられている、もしくは、津波避難路と接しているケースは、全国的にも存在することから、津波避難路の保全に向けた予防治山対策を強化する必要。

### ■津波避難路となっている山地の被災（珠洲市正院町）



### ■予防治山対策により津波避難路が機能（能登町小木）



▲予防治山対策（山腹工）により斜面崩壊を防止

### 拡充内容

#### ○対象事業：緊急予防治山事業

#### 【現行】

- 山地災害危険地区のうち特に緊急性・重要性の高い地区が対象
- ・山地災害危険地区の危険度評価「a1-a2」又は「a1-避難路」等

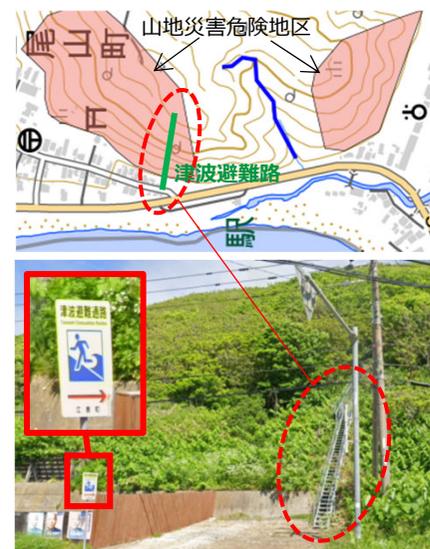


#### 【拡充】

- 津波避難路の保全（※）を目的とする場合、
- 山地災害危険地区の発生危険度評価にかかわらず補助対象化

※「津波避難路を保全対象とする場合」及び「津波避難路のある山地」が対象  
 （津波避難路については、地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画に位置付けられているものに限る。）

#### ○事業イメージ



▲山地災害危険地区に津波避難路が設置



▲津波避難路が設置されている山地斜面への治山対策（山腹工）の実施

#### ▼予算科目等

- ・実施主体：都道府県
- ・補助率：1/2等
- ・科目  
 （目）治山事業費補助（目細）山地治山総合対策事業費補助（事業名）緊急予防治山事業

# 能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進④

## 【拡充④】 海岸防災林の機能発揮に向けた適切な密度管理の推進

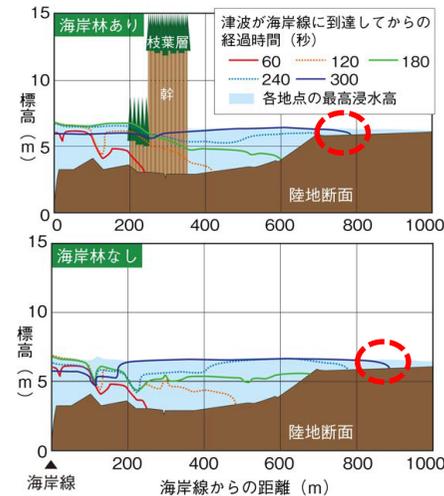
【補助】

～津波対策のため面的な造成を行う「津波対策強化タイプ」の保育管理の対象に本数調整伐を追加～ 〈防災林造成事業の拡充〉

### 現状・課題

- **海岸防災林**は、林帯が津波の波力に対して抵抗力を発揮することによる津波の到達時間の遅延効果等を有することから、**津波に対する多重防御施策の一つとして「津波防災地域づくりに関する法律」等に位置付けられ、全国各地で整備を推進。**
- **令和6年能登半島地震**では、沿岸部で最大約6mの津波を観測し、家屋の流出や避難路の浸水等の被害も発生。また、石川県では**地震の発生から約1分以内など、間を置かずに津波が到達したことを確認。津波からの避難時間を確保することの重要性が再度認識**されたところ。
- 一方、**海岸防災林が過密状態のまま生育すると、樹木の直径が細くなり、津波に対する抵抗力が十分に発揮されないため、保育段階での適切な密度管理が必要。**

### ■ 海岸防災林の津波到達時間の遅延効果 (青森県八戸市の現場を基に森林総研がシミュレーション)



### ■ 東日本大震災で得られた知見を踏まえた海岸防災林の整備



▲ 生育基盤盛土の造成



▲ 本数調整伐の実施による密度管理

### 拡充内容

#### ○ 対象事業：防災林造成事業（海岸防災林造成）

#### 【現行】「津波対策強化タイプ」

「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第1項の規定に基づく津波浸水想定に係る区域において、津波対策として生育基盤の地盤高を確保したうえで造成と保育管理を一体的に実施するものを支援（ただし、保育管理のうち、本数調整伐は対象外。）



#### 【拡充】

**保育管理の対象に、本数調整伐を追加**

#### ○ 事業イメージ

#### 【津波対策強化タイプ】

造成と保育管理を一体的に実施



生育基盤の造成



植栽（植替）



下刈



追肥



本数調整伐

#### ▼ 予算科目等

- ・実施主体：都道府県
- ・補助率：1/2等
- ・科目  
(目) 治山事業費補助 (目細) 山地治山総合対策事業費補助 (事業名) 防災林造成事業



**(拡充)**  
作業対象に追加

# 豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の推進

## 【拡充⑤】 山火事跡地における防災林の造成と併せた治山施設の設置に係る支援の強化

【補助】

～豪雨の激化を踏まえ、被害森林面積から山地災害の発生リスクに着目した要件に見直し～

（防災林造成事業の拡充）

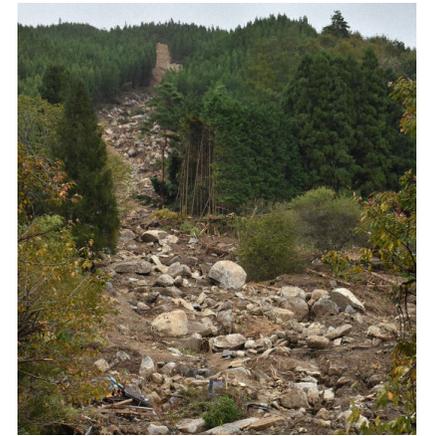
### 現状・課題

- 日本では年間約1,000件以上の山火事が発生しており、本年は1月の広島県、5月の山形県などで大規模な山火事も発生。**山火事跡地は、森林の焼失により山地災害防止機能が大きく低下し、一定期間経過しても、降雨等による山地災害等の発生リスクが高い状態が継続。**
- これまでは大規模な山火事被害を受けた地域を対象に対策を進めてきたが、気候変動に伴い大雨が激化・頻発化する中、**山地災害の発生リスクが大きい地域で発生した山火事跡地での治山対策を適切に講じていくことが必要。**

■ 令和6年5月に発生した山火事（山形県南陽市）



■ 豪雨により山火事跡地で発生した崩壊（宮城県丸森町（令和元年東日本台風））



### 拡充内容

○ 対象事業：防災林造成事業（土砂流出防止林造成）

#### 【現行】

- 森林造成と一体的に治山施設の新設を実施する場合、
- ・ 保全対象要件（人家10戸以上の市街地又は集落、公共施設等）に加えて、
  - ・ 被害森林面積要件（おおむね20ha以上）を満たす必要



#### 【拡充】

**被害森林面積要件を見直し、新たに「山地災害危険地区」であることを要件として設定**

○ 事業イメージ



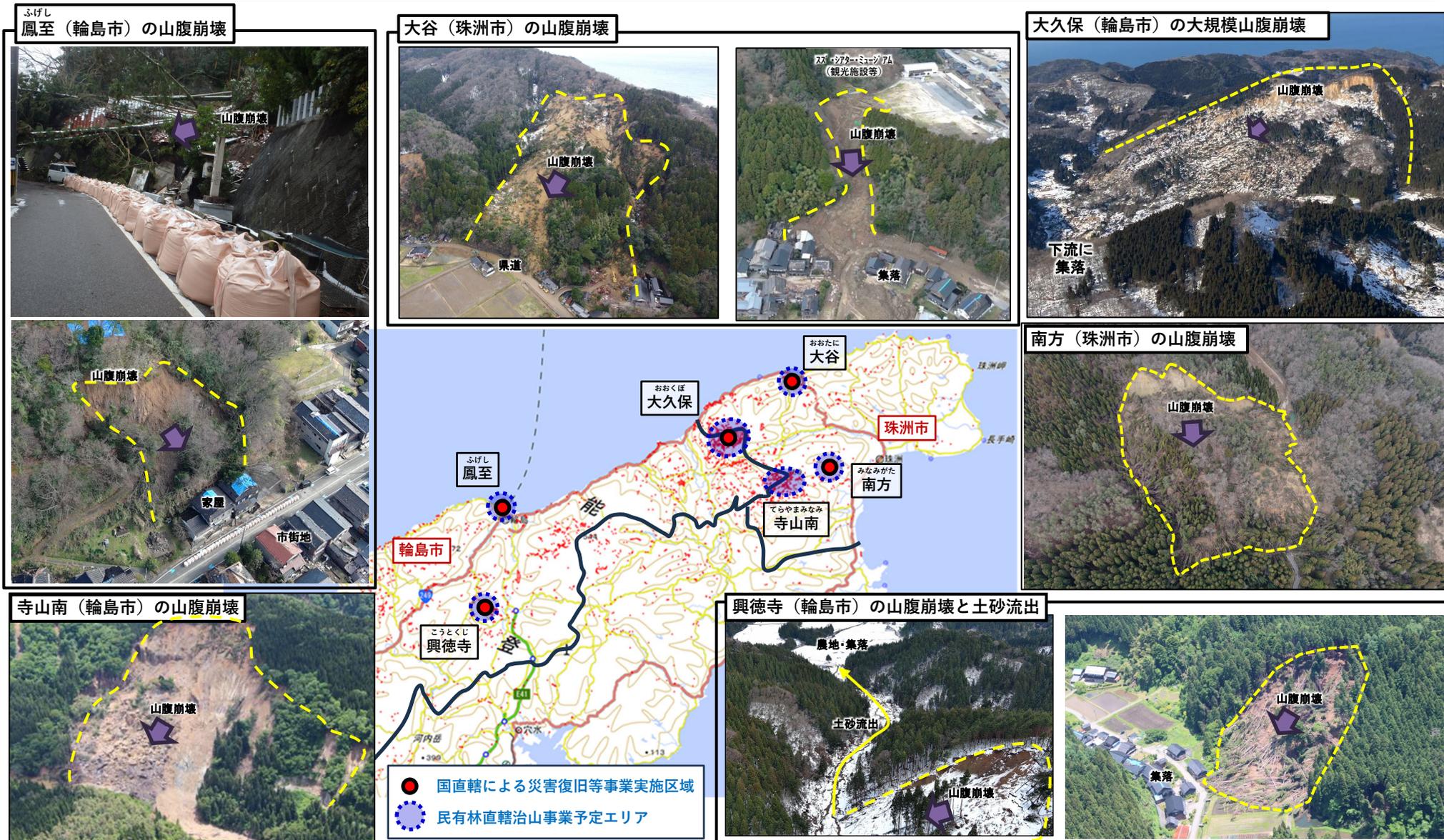
▲ 山地災害の発生リスクの高い地域における森林の造成と一体的な治山施設の設置

▼ 予算科目等

- ・ 実施主体：都道府県
- ・ 補助率：1/2等
- ・ 科目  
（目）治山事業費補助（目細）山地治山総合対策事業費補助（事業名）防災林造成事業

# 奥能登地区（石川県）における民有林直轄治山事業の新規着手について

- 令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けた石川県輪島市及び珠洲市内の民有林（5区域9箇所）において、**林野庁直轄による災害復旧等事業**として、道路や人家に近接した箇所の復旧を実施中。
- 今後、上記の直轄災害復旧等事業の実施区域のほかに「寺山南区域」を事業区域として追加した6区域で「**民有林直轄治山事業**」に着手し、**当該地域の面的な復旧を実施**。



# 農山漁村地域整備交付金 <公共>

【令和7年度予算概算要求額 90,474 (76,999) 百万円】

## <対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

## <事業目標>

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（8割以上〔令和7年度まで〕）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m<sup>3</sup>〔令和10年度まで〕）
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64%〔令和7年度まで〕）

## <事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
  - ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
  - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
  - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

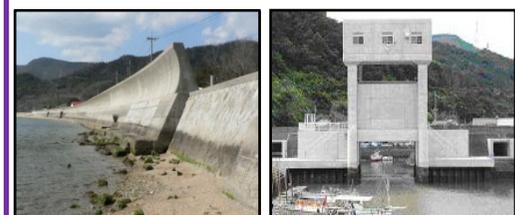
※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。  
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

交付金を活用した事業例

<b>【農業農村基盤整備】</b>  ほか整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進 老朽化した用水路の整備・更新	<b>【水産基盤整備】</b>  漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良） 漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）
<b>【森林基盤整備】</b>  林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現 治山施設による山地災害の未然防止	<b>【海岸保全施設整備】</b>  津波、高潮による被害を未然に防くため海岸堤防の整備を推進 津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】

(農業農村分野)	農村振興局地域整備課	(03-6744-2200)
(森林分野)	林野庁計画課	(03-3501-3842)
(水産分野)	水産庁防災漁村課	(03-6744-2392)

東日本大震災の津波により被災した海岸防災林の復旧・再生を実施し、国民の安全・安心の確保を図ります。

## < 事業の内容 >

## ■ 被災6県における海岸防災林復旧・再生の実施状況について (令和6年3月末現在)

### ■ 東日本大震災の津波により被災した海岸防災林の復旧・再生

東日本大震災の津波により被災した海岸防災林が持つ潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を発揮させるため、生育基盤盛土の造成、植栽工等により、**海岸防災林の復旧・再生を推進**します。

令和5年度末までに、復興工程表に基づき、復旧を要する164kmのうち、約163kmの植栽が完了しています。

残延長部分である福島県において、引き続き事業を実施します。

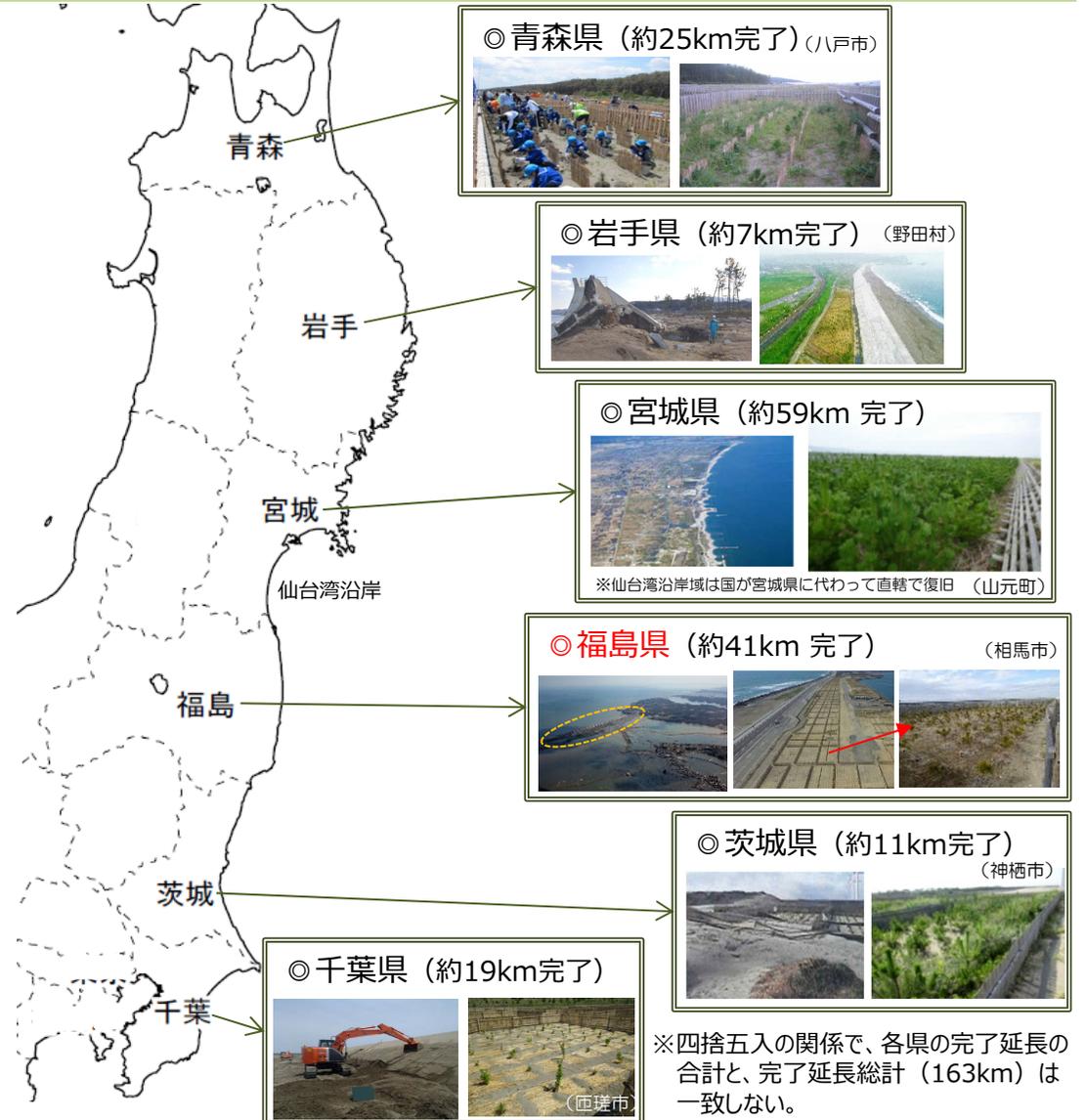
### < 事業の流れ >



### ■ 海岸防災林の復旧・再生の進捗状況について (令和6年3月末現在)

	延長 (km)
被災延長	約164km (青森県～千葉県)
事業完了延長	約163km
残延長	約2km

※四捨五入の関係で、被災延長と事業完了延長の差と、残延長は一致しない。  
※復興工程表に位置づけられた植栽等の実施まで完了した延長を指す。



**(災害復旧等事業)**

令和7年度 民有林治山災害復旧等事業 概算要求の概要

林野庁 治山課

[一般会計分]

(単位：千円)

区 分	令和6年度当初予算額		令和7年度概算要求額		対前年度比(%)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
(項) 山林施設災害復旧事業費	1,285,244	929,598	1,396,151	995,598	108.63%	107.10%
(目) 林業用施設等災害復旧費【民有林直轄分】	100,598	100,598	100,598	100,598	100.00%	100.00%
直轄治山施設災害復旧事業 5年災	-	-	-	-	-	-
〃 6年災	100,598	100,598	-	-	-	-
〃 7年災	-	-	100,598	100,598	-	-
(目) 林業用施設等災害復旧事業費補助	1,184,646	829,000	1,295,553	895,000	109.36%	107.96%
(目細) 治山施設災害復旧事業費補助 4年災	39,422	27,000	-	-	-	-
〃 5年災	85,678	60,000	39,765	27,000	-	-
〃 6年災	1,059,546	742,000	154,804	107,000	-	-
〃 7年災	-	-	1,100,984	761,000	-	-
(項) 山林施設災害関連事業費	3,018,212	2,716,782	3,247,712	2,650,782	107.60%	97.57%
(目) 林業用施設等災害関連事業費【民有林直轄分】	54,782	54,782	54,782	54,782	100.00%	100.00%
直轄治山災害関連緊急事業	40,837	40,837	40,837	40,837	100.00%	100.00%
直轄地すべり防止災害関連緊急事業	13,945	13,945	13,945	13,945	100.00%	100.00%
(目) 林業用施設等災害関連事業費補助	2,963,430	1,965,000	3,192,930	2,118,000	107.74%	107.79%
(目細) 治山施設等災害関連事業費補助	22,000	11,000	22,000	11,000	100.00%	100.00%
(目細々) 治山施設災害関連事業費補助	18,000	9,000	18,000	9,000	100.00%	100.00%
6年災	18,000	9,000	-	-	-	-
7年災	-	-	18,000	9,000	-	-
(目細々) 特殊地下壕対策災害関連事業費補助	4,000	2,000	4,000	2,000	100.00%	100.00%
(目細) 林地崩壊対策事業費補助	40,430	20,000	40,430	20,000	100.00%	100.00%
(目細々) 林地崩壊防止事業費補助	36,000	18,000	36,000	18,000	100.00%	100.00%
6年災	36,000	18,000	-	-	-	-
7年災	-	-	36,000	18,000	-	-
(目細々) 災害関連山地災害危険地区対策事業費補助	4,430	2,000	4,430	2,000	100.00%	100.00%
(目細) 災害関連緊急治山等事業費補助	2,901,000	1,934,000	3,130,500	2,087,000	107.91%	107.91%
(目細々) 災害関連緊急治山事業費補助	2,137,500	1,425,000	2,307,000	1,538,000	107.93%	107.93%
(目細々) 災害関連緊急地すべり防止事業費補助	763,500	509,000	823,500	549,000	107.86%	107.86%
(目) 後進地域特例法適用団体補助率差額	-	697,000	-	478,000	-	68.58%
(項) 山林施設災害復旧事業等工事諸費【民有林直轄分】	620	620	620	620	100.00%	100.00%
合 計	4,304,076	3,647,000	4,644,483	3,647,000	107.91%	100.00%

# 災害復旧等事業（山林施設）＜公共＞

【令和7年度予算概算要求額 10,461（10,461）百万円】

## ＜対策のポイント＞

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧等事業（山林施設）では、豪雨、地震等により被災した治山・林道施設や荒廃山地等を早期に復旧し、国土の保全や生産活動の維持、地域の安全・安心の確保を推進します。

## ＜政策目標＞

被災した治山・林道施設や荒廃山地等の速やかな復旧整備

### ＜事業の内容＞

#### 1. 山林施設災害復旧事業 5,365(5,345)百万円

- 災害により被災した治山・林道施設等の復旧整備を実施します。

#### 2. 山林施設災害関連事業 5,096(5,116)百万円

- 災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等において、再度災害を防止するため、緊急的な復旧整備を実施します。

## ＜事業の流れ＞



（山林施設災害復旧事業については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等による高上げ制度あり）

※ このほか、国有林野や、民有林のうち大規模な崩壊地等については国による直轄事業を実施。

### ＜事業イメージ＞

#### 山林施設災害復旧事業

##### 治山施設の復旧



##### 林道施設の復旧



#### 山林施設災害関連事業

##### 荒廃山地の復旧



【お問い合わせ先】 林野庁治山課 (03-3501-4756)  
 林野庁整備課 (03-6744-2304)  
 林野庁業務課 (03-3502-8349)

# 治山施設災害復旧事業費(補助・直轄)(拡充)

## 【拡充内容】

- ・ 豪雨など異常な天然現象に伴う土石流などの発生により、土石流や流木を一定量捕捉するタイプの治山ダムに土石や流木が異常堆積した場合、当該施設の機能が失われることとなる。
- ・ 機能回復のために緊急的に行う治山ダムに異常堆積した土石等の除去を、治山施設災害復旧事業の対象として追加。

## 【拡充理由】

- ・ 土石流や流木を捕捉するタイプの治山ダムは、谷の出口など、一般的に保全対象の近くに設置されるケースが多く、異常堆積した状態が続くと（当該施設の機能が失われた状態であるため）、その後の降雨等により下流域に土石・流木が流出する危険性が高まる。
- ・ このため、一定規模以上（施設災の採択規模以上）の土石等の緊急除去を行い、施設の効能回復を図るものを対象として支援しようとするものである。

## 【政策目標】

- ・ 被災した治山・林道施設や荒廃山地等の速やかな復旧整備

## 【現行要件 ※拡充も同様の要件で実施】

### ○補助

負担法(保安林内の林地荒廃防止施設が被災した場合): 1箇所の工事の費用が120万円以上 等

暫定法(保安林外の林地荒廃防止施設が被災した場合): 1箇所の工事の費用が40万円以上 等

### ○直轄

民有林直轄: 1箇所の工事の費用が500万円以上

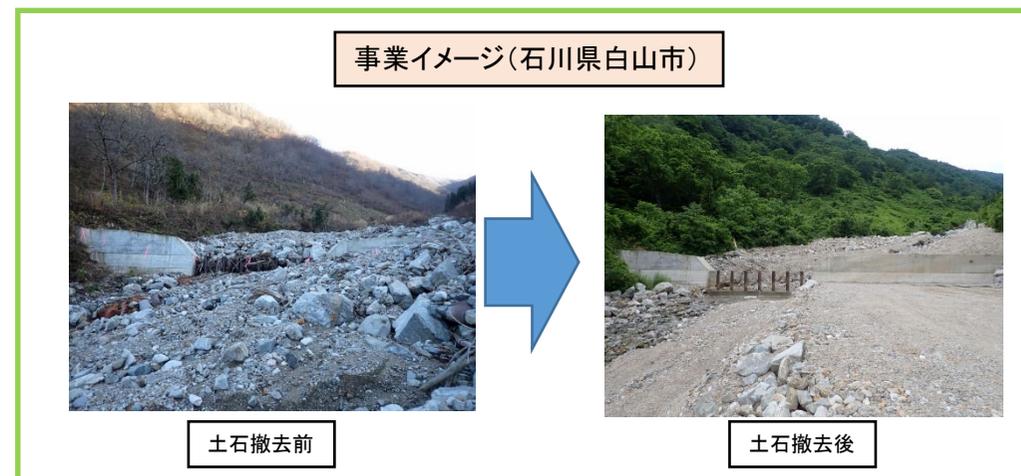
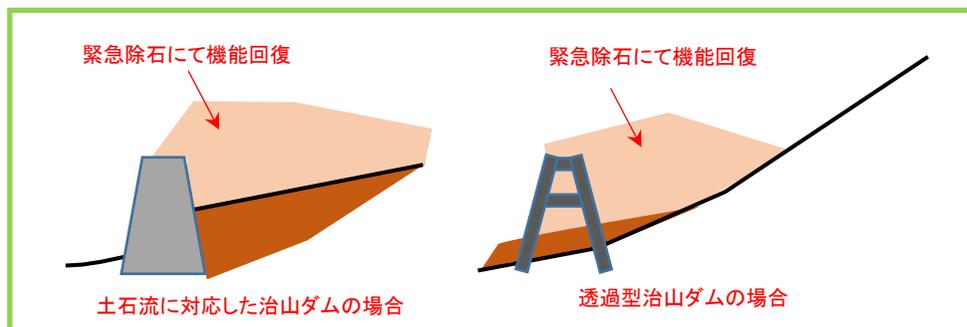
国有林直轄: 1箇所の工事の費用が500万円以上

## 【国庫負担率】

負担法: 2/3等

暫定法: 6.5/10

国 10/10



# <非公共事業関係予算>

# 保安林等整備管理費（継続）

【令和7年度予算概算要求額 453,007（453,007）千円】

## <対策のポイント>

国民の安全・安心の確保のため、水源の涵養や災害の防備等の**公益的機能の発揮が必要な森林**を計画的に保安林として指定します。保安林の指定に伴う伐採の制限により発生する損失について、所有者への補償を行います。

## <政策目標>

保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積を拡大 1,229万ha [令和5年度末] → 1,306万ha [令和20年度末]

## <事業の内容>

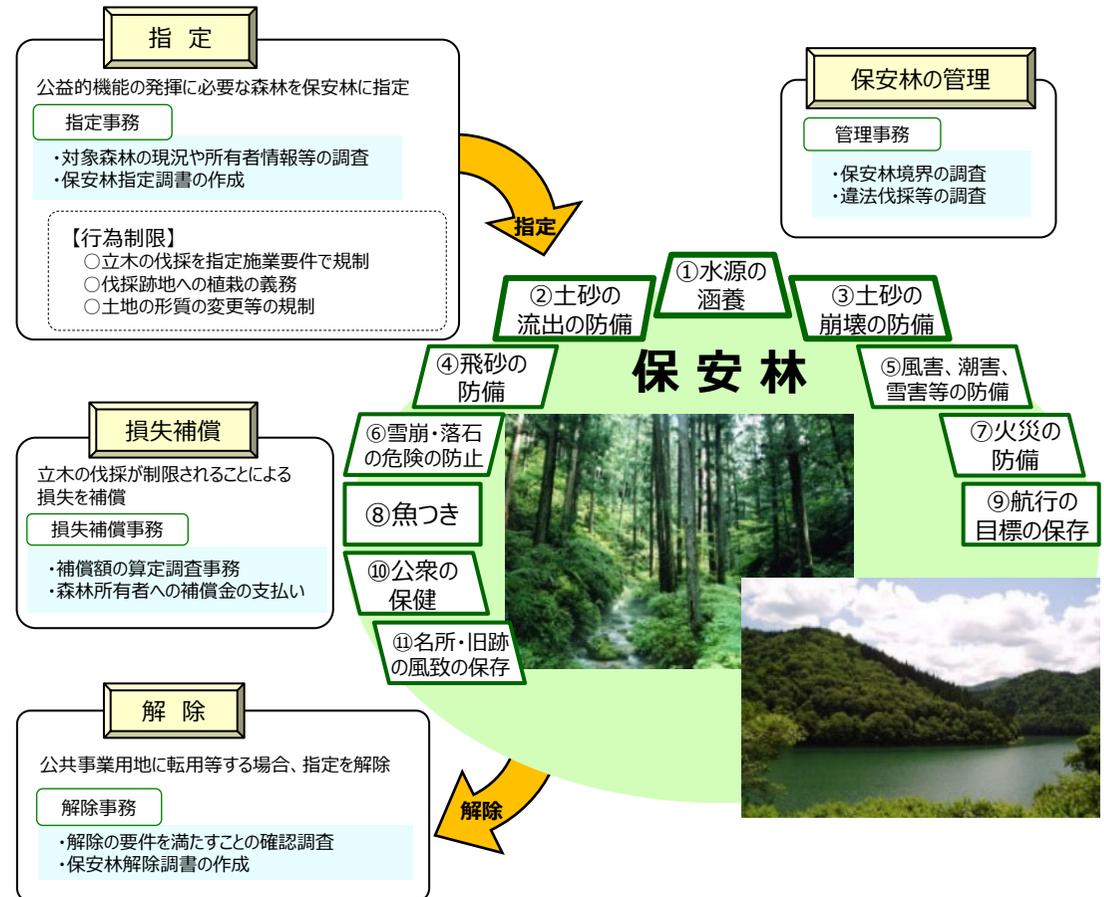
森林法に基づき民有保安林の指定・解除等の事務及び民有保安林に関する損失補償金の支払いを実施し、保安林制度の適切かつ円滑な運用を図ります。具体的には、下記の内容で実施します。

- ① **保安林整備事業委託費** **370,886 (370,886)千円**  
国土保全上又は国民経済上、特に重要な流域の水源の涵養や土砂の流出・崩壊の防備を目的とする民有保安林等の整備を推進するため、農林水産大臣が行う当該保安林の指定・解除等の事務を行います。
- ② **保安林及保安施設地区補償金** **61,071 (61,071) 千円**  
水源の涵養や土砂の流出・崩壊の防備を目的とする民有保安林等の指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対して、国が補償金の支払いを行います。
- ③ **保安林整備事業費等補助金** **21,050 (21,050) 千円**  
①の対象外の民有保安林に関して、都道府県知事が行う当該保安林の指定・解除等の事務及び②の対象外の民有保安林に関して、都道府県が行う損失の補償に要する費用の一部を補助します。

## <事業の流れ>



## <保安林制度の概要と事業対象>



【お問い合わせ先】 林野庁治山課 (03-3502-8074)

<対策のポイント>

山村地域に居住する林業従事者等が適時適切に警戒避難行動をとれるよう、山地災害危険地区等の情報共有体制の整備、山地防災情報の提供、大規模山地災害発生時における協力体制の整備の支援を行う。

<事業の内容>

1 山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備について支援

- ・ 山地災害発生危険性に関する調査データの整理
- ・ 行政と地域住民等が情報共有するための体制整備
- ・ 山地災害危険地区等への標識の設置

2 山地防災情報の提供について支援

- ・ 林業従事者を含む山村地域住民等に対する講習会及び現地研修会の開催
- ・ 山地災害に関する手引き書等の作成、地域住民等への配布

3 大規模山地災害発生時における協力体制の整備について支援

- ・ 近隣の都道府県等を交えて開催する研修会等の実施
- ・ 民間林業団体等との協力体制整備に向けた検討会の実施

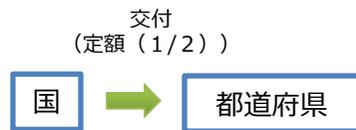
○ 事業実施主体

- ・ 都道府県

○ 補助率

- ・ 定額 (1 / 2)

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<山地防災情報の共有>



インターネットで山地災害危険地区情報を公開



山地災害危険地区標識の設置

<山地防災情報の提供>



山地防災ヘルパー講習会



現地研修会

<大規模山地災害発生時における協力体制整備>



合同現地研修会



協力体制検討会